

Ⅱ 決算から区財政の状況をお示しします

日本の官庁会計制度は、明治 22 年に当時のプロイセンからカメラル式簿記（単式簿記・現金主義会計）が導入されたことが起源とされています。現在、欧米の各国では、行財政の効率化や世代間負担の公平性などをより精緻に分析できるよう、複式簿記・発生主義会計の導入が進められています。

日本の地方自治体においても、住民の信頼と理解のもとに地方分権を推進していくため、不断の行財政改革を行いながら、バランスシートや行政コスト計算書の活用を一層進めるとともに、第三セクターなどを含めた連結財務書類の作成・公表に向けた「地方公会計改革」の取り組みが推進されています。

平成 26 年 4 月、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が報告書を取りまとめ、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。また、平成 27 年 1 月、総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成することとされました。大田区においては、平成 28 年度決算より作成し、本レポートにおいて公表しております。

大田区は、効率的・効果的な区政運営の推進等により、これまで堅実な財政運営を実現してきました。しかし、中長期的な視点で将来を見据えると、少子化・超高齢社会への対応や、公共施設の更新時期が集中することなど、区財政は、多くの圧迫要因を抱えています。こうした状況を踏まえ、短期的な収支均衡だけでなく、将来の人口構成の変化を見据え、安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行っていくことが極めて重要です。

こうした時代を迎え、行財政における自主・自律性を一層確かなものとするため、さらなる行財政改革を進めていきます。社会経済状況の変化に機動的に対応し、経営改革を推進し、時代に即した良質な行政サービスを区民に提供していきます。

Ⅱ-1 普通会計決算等による区財政の状況(令和元年度決算)

1 普通会計決算でみる区財政の状況

(1) 決算規模

- 令和元年度普通会計決算の歳入総額は2,802億826万円、歳出総額は2,755億4,048万円で、形式収支※2は46億6,778万円の黒字となり、これから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支※3は36億5,433万円となりました。

普通会計の令和元年度収支状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	280,208,262	282,546,360	△ 2,338,098	△ 0.8
歳出総額 (B)	275,540,482	276,510,986	△ 970,504	△ 0.4
形式収支 (C) = (A) - (B)	4,667,780	6,035,374	△ 1,367,594	△ 22.7
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	1,013,454	1,415,386	△ 401,932	△ 28.4
実質収支 (C) - (D)	3,654,326	4,619,988	△ 965,662	△ 20.9
標準財政規模※4	169,514,766	165,399,143	—	—
実質収支比率※5	2.2	2.8	—	—

《用語解説》

・形式収支※2

歳入総額から歳出総額を引いた現金ベースでの収支の結果です。

・実質収支※3

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算の剰余金です。

・標準財政規模※4

一般財源（特別区税、財政調整交付金等）を基礎として、その地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

・実質収支比率※5

標準財政規模に対する実質収支の割合です。

(2) 歳入・歳出の主な特徴

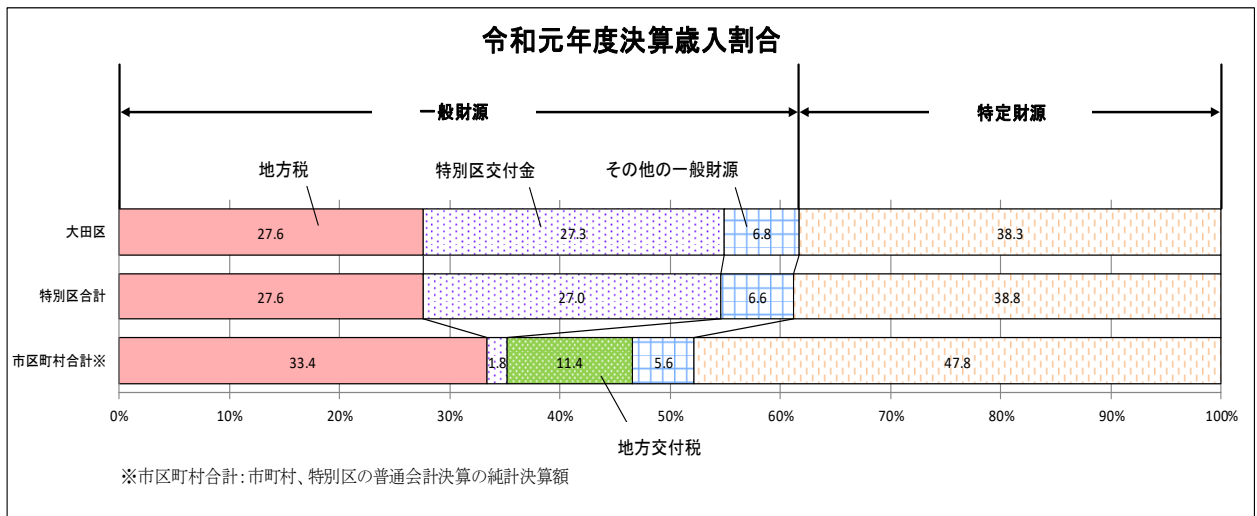
① 歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度				平成30年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
特別区税	77,473,951	27.6	2,299,134	3.1	75,174,817
特別区民税	72,293,279	25.8	2,262,123	3.2	70,031,156
特別区交付金	76,357,016	27.3	1,204,114	1.6	75,152,902
その他	18,915,272	6.8	193,598	1.0	18,721,674
一般財源計	172,746,239	61.6	3,696,846	2.2	169,049,393
国庫支出金	50,048,765	17.9	2,032,574	4.2	48,016,191
都支出金	21,800,070	7.8	1,595,005	7.9	20,205,065
繰入金	14,841,215	5.3	△ 8,382,947	△ 36.1	23,224,162
財政基金繰入金	11,400,000	4.1	7,600,000	200.0	3,800,000
諸収入	4,583,980	1.6	420,879	10.1	4,163,101
特別区債	433,400	0.2	100,400	30.2	333,000
その他	15,754,593	5.6	△ 1,800,855	△ 10.3	17,555,448
特定財源計	107,462,023	38.4	△ 6,034,944	△ 5.3	113,496,967
合 計	280,208,262	100.0	△ 2,338,098	△ 0.8	282,546,360

- 令和元年度の歳入総額は、2,802億826万2千円で、前年度比0.8%、23億3,809万8千円の減となりました。
- 特別区税は、納税義務者数の増加による特別区民税の増などにより、前年度比3.1%、23億円の増となりました。
- 特別区交付金は、調整三税の増などにより、前年度比1.6%、12億円の増となりました。
- その他の一般財源は、子ども・子育て支援臨時交付金の増などにより、前年度比1.0%、2億円の増となりました。
- 繰入金は、羽田空港対策積立基金からの繰入れの減などにより、前年度比36.1%、84億円の減となりました。
- 特別区債は、将来にわたる財政負担や対象事業の執行状況等を考慮し、前年度比30.2%、1億円の増となりました。

◇令和元年度歳入決算の特徴



- 市区町村合計と比べ一般財源の割合が高くなっています。なお、市区町村合計と比べると、地方税の割合が低くなっていますが、これは一般には市町村税である市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税（調整三税）及び都市計画税が、特別区では都税として徴収されているためです。
- 特別区交付金は、調整三税等を原資として交付されるものです。地方税と特別区交付金の合計額によって市区町村合計と比較した場合、突出して大きな割合を占めていることが分かります。
- 大田区を含め特別区は、地方交付税の不交付団体であるため、地方交付税の歳入はありません。
- その他の一般財源は、主に地方消費税交付金が多いことから、割合が高くなっています。
- 特定財源は、主に地方債による歳入が少ないことから、市区町村合計と比べて割合が低くなっています。

② 歳出（性質別）

（単位：千円、％）

区 分	令和元年度				平成30年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
人 件 費	41,366,403	15.0	1,259,638	3.1	40,106,765
扶 助 費	97,109,462	35.2	6,240,359	6.9	90,869,103
公 債 費	3,264,359	1.2	△ 299,516	△ 8.4	3,563,875
義務的経費計	141,740,224	51.4	7,200,481	5.4	134,539,743
普通建設事業費	25,502,600	9.3	△ 22,473,369	△ 46.8	47,975,969
補助事業費	5,051,562	1.8	△ 2,328,614	△ 31.6	7,380,176
単独事業費	20,451,038	7.4	△ 20,144,755	△ 49.6	40,595,793
投資的経費計	25,502,600	9.3	△ 22,473,369	△ 46.8	47,975,969
物 件 費	47,291,432	17.2	4,270,800	9.9	43,020,632
積 立 金	10,326,409	3.7	7,187,899	229.0	3,138,510
繰 出 金	23,194,374	8.4	231,359	1.0	22,963,015
そ の 他	27,485,443	10.0	2,612,326	10.5	24,873,117
その他経費計	108,297,658	39.3	14,302,384	15.2	93,995,274
合 計	275,540,482	100.0	△ 970,504	△ 0.4	276,510,986

- 令和元年度の歳出総額は、2,755億4,048万2千円で、前年度比0.4%、9億7,050万4千円の減となりました。
- 扶助費は、保育園入所者運営費等、子育てのための施設等利用給付の増などにより、前年度比6.9%、62億円の増となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により前年度比8.4%、3億円の減となりました。
- 普通建設事業費は、補助事業では大田区次世代育成支援緊急対策整備事業の減など、単独事業では羽田空港跡地第1ゾーン（第一期事業）に係る用地購入の減などにより、前年度比46.8%、225億円の減となりました。
- 積立金は、防災対策基金への積立てにより、前年度比229.0%、72億円の増となりました。

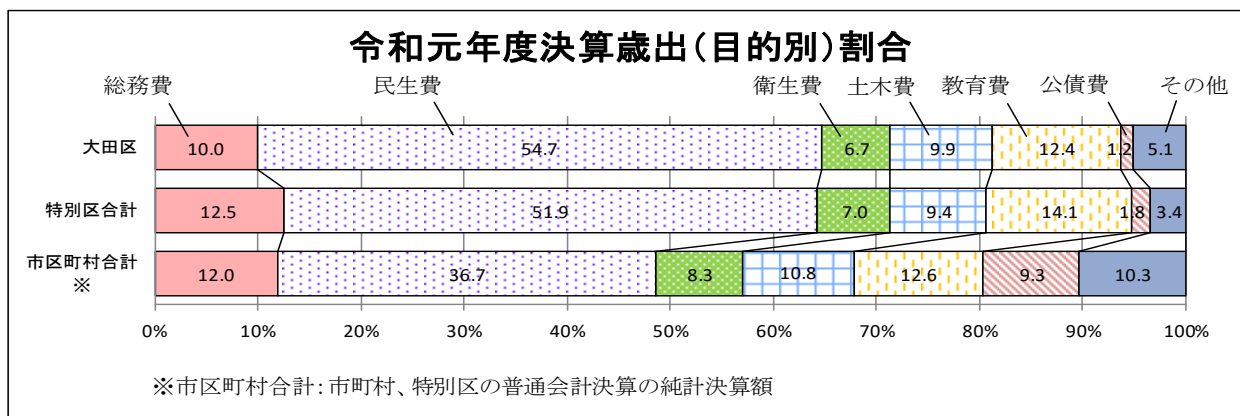
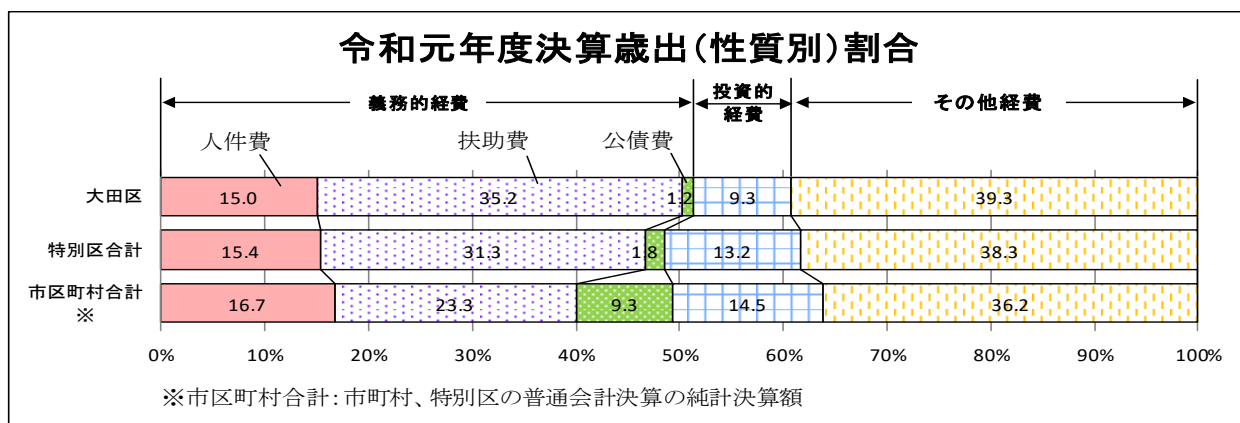
③ 歳出（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	令和元年度				平成30年度
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額
総 務 費	27,579,184	10.0	3,901,068	16.5	23,678,116
民 生 費	150,815,181	54.7	2,469,906	1.7	148,345,275
衛 生 費	18,593,546	6.7	152,216	0.8	18,441,330
土 木 費	27,143,035	9.9	1,297,620	5.0	25,845,415
教 育 費	34,150,485	12.4	1,071,244	3.2	33,079,241
公 債 費	3,264,427	1.2	△ 299,515	△ 8.4	3,563,942
そ の 他	13,994,624	5.1	△ 9,563,043	△ 40.6	23,557,667
合 計	275,540,482	100.0	△ 970,504	△ 0.4	276,510,986

- 総務費は、公共施設整備資金積立基金への積立ての増などにより、前年度比 16.5%、39 億円の増となりました。
- 民生費は、保育園入所者運営費等や障害者自立支援給付費の増などにより、前年度比 1.7%、25 億円の増となりました。
- 土木費は、都市計画公園の整備や土地開発公社貸付金の増などにより、前年度比 5.0%、13 億円の増となりました。
- 教育費は、大田スタジアム維持管理や子育てのための施設等利用給付の増などにより、前年度比 3.2%、11 億円の増となりました。
- 公債費は、特別区債発行の抑制や順調な償還により前年度比 8.4%、3 億円の減となりました。
- その他は、商工費の羽田空港跡地第 1 ゾーン（第一期事業）に係る用地購入や衛生費の（仮称）多摩川清掃事務所の建設の減などにより、前年度比 40.6%、96 億円の減となりました。

◇令和元年度歳出決算の特徴



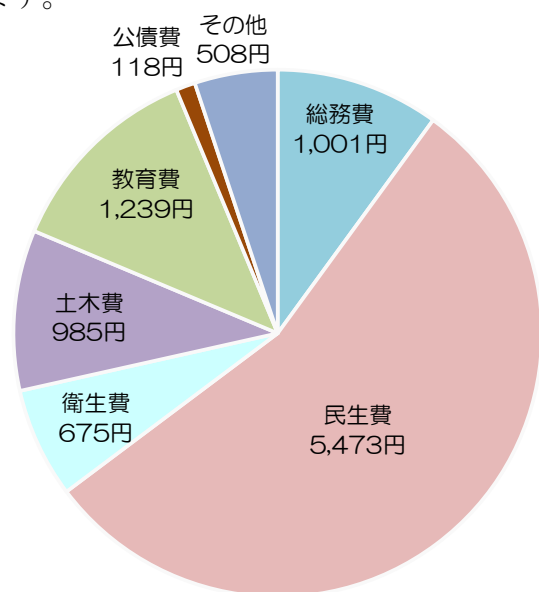
- 市区町村合計と比べて、性質別では扶助費、目的別では民生費の割合が大きくなっています。これは主に児童福祉費と生活保護費の扶助費が多くなっていることが要因です。
- 児童福祉費の扶助費については、保育園入所者に対する給付、乳幼児や義務教育就学児への医療給付などが主なものです。保育サービス定員は令和2年4月1日時点では前年に比べ697人拡充し、17,493人となっています。
- 生活保護費の扶助費について、令和元年度月平均の被保護人員は16,252人、保護率は22.0%となっています。これは特別区の平均とほぼ同水準、全国平均と比べて高い保護率となっています。
- 公債費は、特別区債の抑制や順調な償還により、特に市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。
- 目的別のその他は、主に消防費と農林水産業費が少ないため、市区町村合計と比べて割合が小さくなっています。一般には市町村が行う消防は、特別区においては都が行っていることから歳出額が少なくなっています。

【1万円の使いみち】

- 区の財政をより身近に感じていただくために、令和元年度の歳出がどのような目的にどれくらい使われているかを、10,000円に換算して表しました。

■目的別

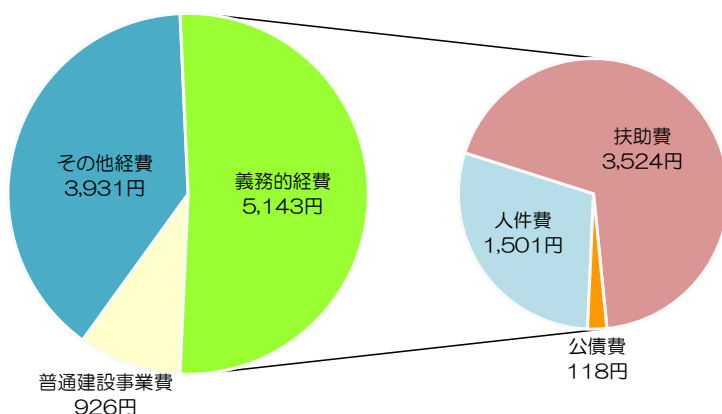
- 民生費が5,473円と一番高く、次いで教育費1,239円、総務費1,001円となっています。



総務費	区政の運営、地域の振興など
民生費	高齢者や障がい者の福祉、保育園の運営など
衛生費	保健所の運営、清掃事業、廃棄物対策など
土木費	道路や公園の整備、河川の維持管理など
教育費	小・中学校等の経費、体育施設や図書館の運営など
公債費	特別区債の償還
その他	区議会の運営、産業や観光の振興、防災関係の経費など

■性質別

- 義務的経費が5,143円と一番高く、主な内訳は扶助費が3,524円、人件費が1,501円などです。

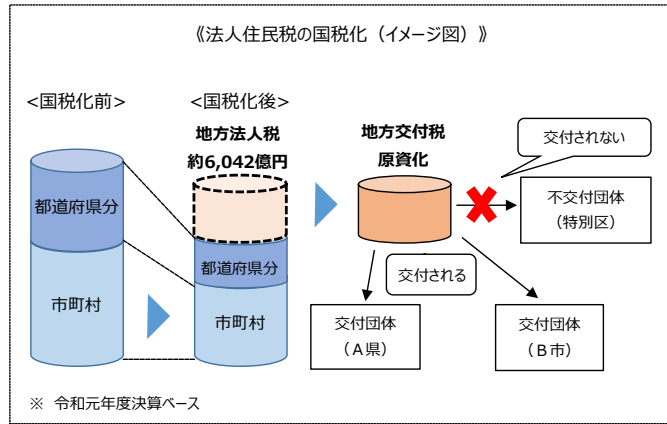


義務的経費	任意に削減できない極めて硬直性が強い経費
普通建設事業費	道路、橋梁、公園、学校などの社会資本の整備等に要する経費
其他経費	物件費、繰出金や補助費など、その他の経費
扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令などに基づき、生活困窮者、児童、高齢者、障がい者などに対して支給されるサービス
人件費	職員の給与、手当、共済費など

【歳入に対する制度上の影響について】

① 法人住民税の一部国税化

- 平成 26 年度税制改正において、自治体間の財源調整の手段として、地方税である法人住民税の一部が国税化され、その全額を地方交付税の原資とする見直しが強行されました。
- また、消費税率が 10%に引き上げられたことにあわせて、法人住民税の国税化が更に拡大されました。
- 法人住民税は特別区交付金の原資となるものです。法人住民税の国税化により、受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろになっています。



《法人住民税（法人税割）の影響額》 ※特別区長会事務局試算 (億円)

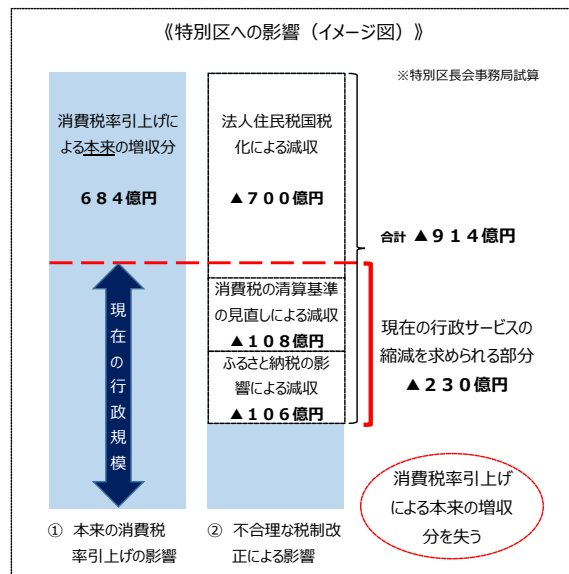
影響見込額		令和元年度	令和2年度	平年度
特別区への影響額 (市町村民税分) 55.1%ベース ※1	法人住民税法人税割の交付税原資化	▲759	▲1,332	▲1,842
	法人事業税交付金の創設	0	238	383
		▲759	▲1,094	▲1,459

※1 法人住民税（市町村民税分）は都区財政調整制度の原資である調整税等の一部であり、都区共通の財源（都44.9%：区55.1%）。

※2 法人住民税の令和2年度影響額について、予定申告の経過措置による令和3年度への繰延べの影響は除く。

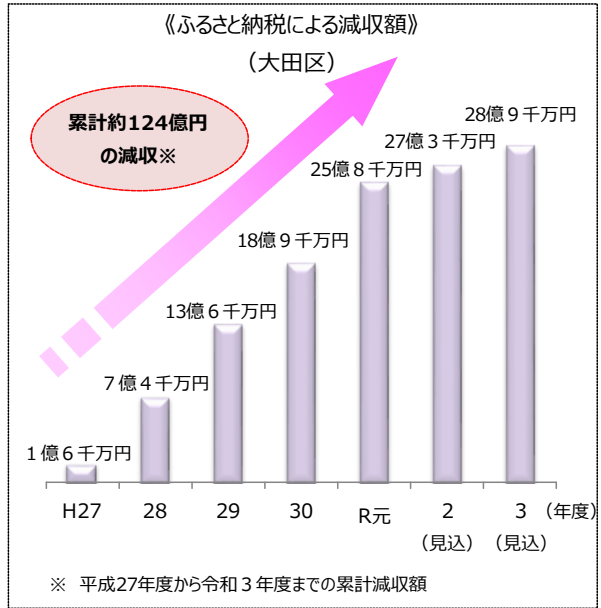
② 消費税率の引上げによる増収額を実質的に失う

- 地方消費税の増税で、特別区の歳入が他の地域に比べて大幅に増える、との見方があります。
- しかし、不合理な税制改正による大幅な減収の影響により、消費税率 10%段階で特別区の財源は差し引きマイナスとなることから、区民は増税にも係わらず区民サービスの縮減を求められる可能性があります。



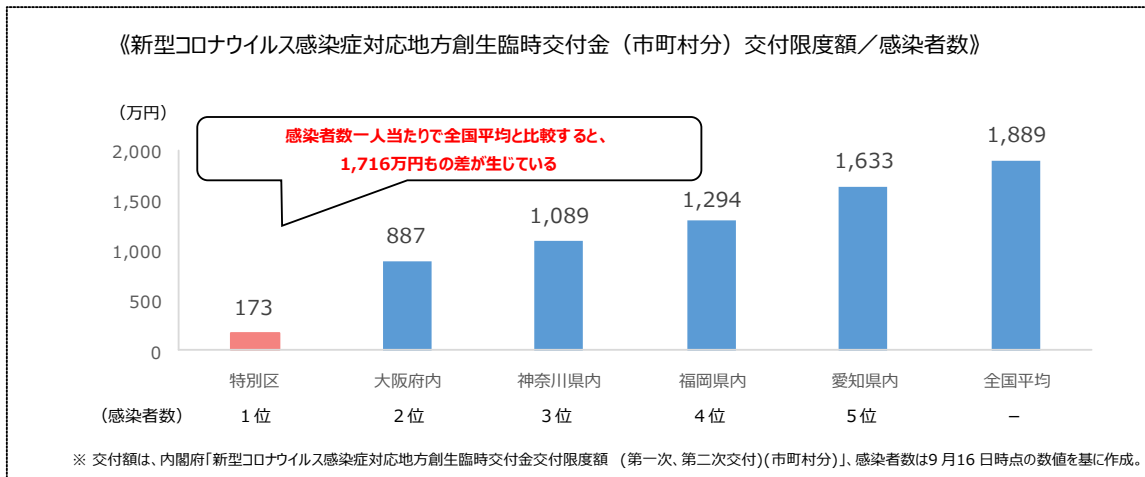
③ ふるさと納税による影響

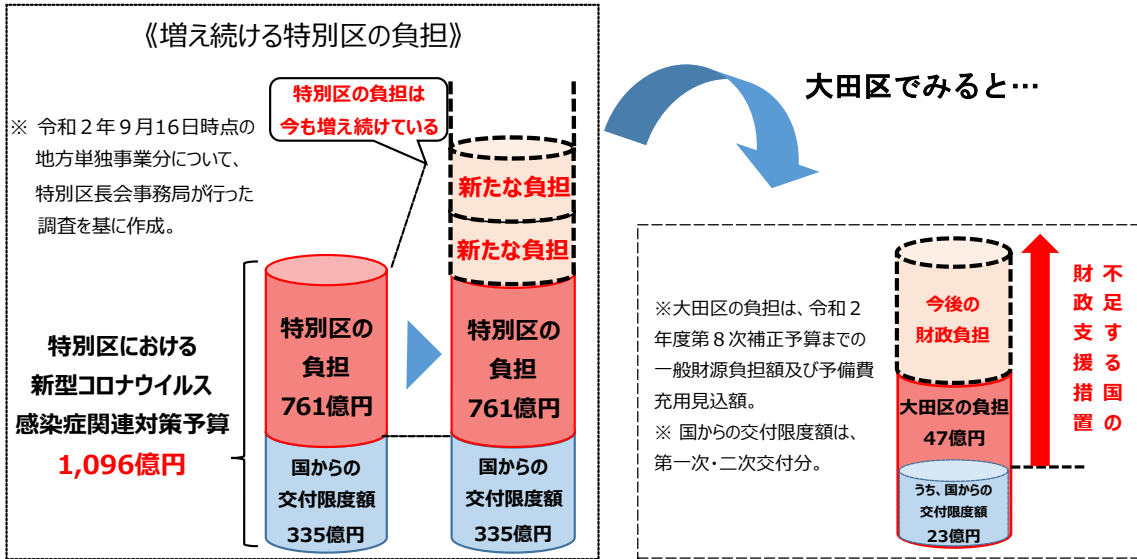
- 税の使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷やお世話になった地域の力になれること等、「ふるさと納税」制度の趣旨には賛同しています。
- しかし、一方では、返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による区民サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度に歪みが生じています。
- 平成31年度（令和元年度）税制改正において、過剰な返礼品を制限する制度の見直しが図られたものの、引き続き制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うべきです。



④ 新型コロナウイルス感染症対策に要する財源措置の不足

- 新型コロナウイルス感染症において、全国で最も多くの感染者を抱えている特別区は、その対応のため、膨大な財政需要が生じています。
- しかし、国から示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額は、感染者数や人口規模等の実態に見合った額になっておらず、特別区の負担は増え続けています。

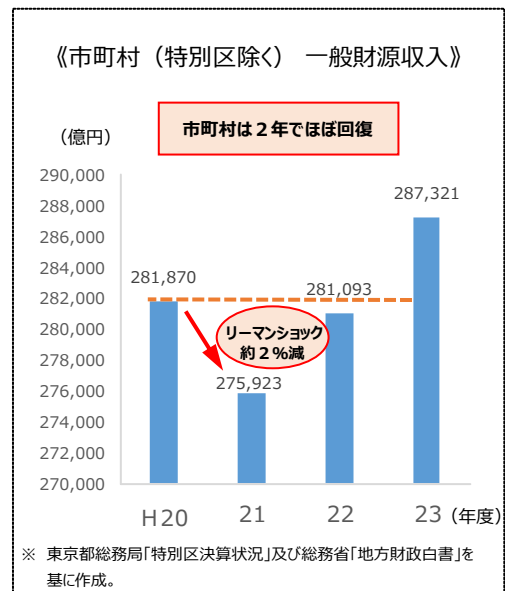
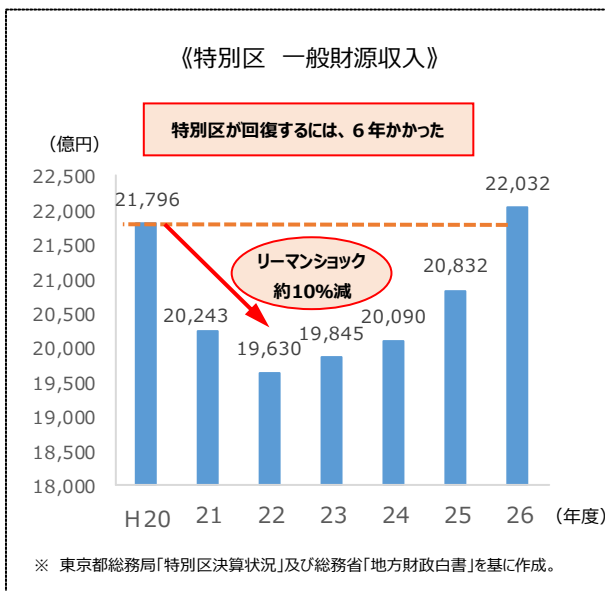




- 区のこれまでの新型コロナウイルス感染症関連の財政負担は、国からの財政支援措置を大幅に超えており、今後も財政需要は一層高まることが想定されます。

⑤ 追討ちをかける減収局面

- 不合理な税制改正の影響に、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、今後、地方交付税の不交付団体である特別区はリーマンショック時を上回る大幅な減収局面となることが予想されます。

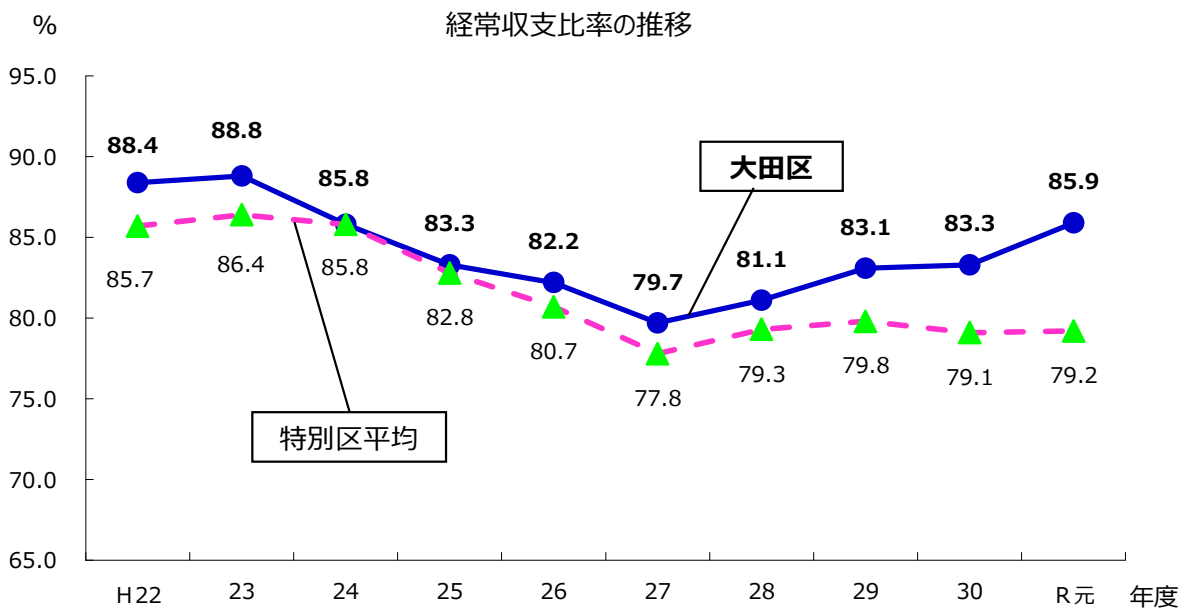


※ 不合理な税制改正等に対する特別区の主張については、特別区長会HP (<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>) にて、ご覧いただけます。

2 財政指標でみる区財政の状況

(1) 経常収支比率※6

- 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度比で 2.6 ポイント上昇し、85.9%となりました。
- これは、特別区税の増などにより経常的一般財源等総額が増となったものの、物件費、維持補修費、扶助費等の増により経常的経費充当一般財源等も増となったことなどによるものです。



《用語解説》

・経常収支比率※6

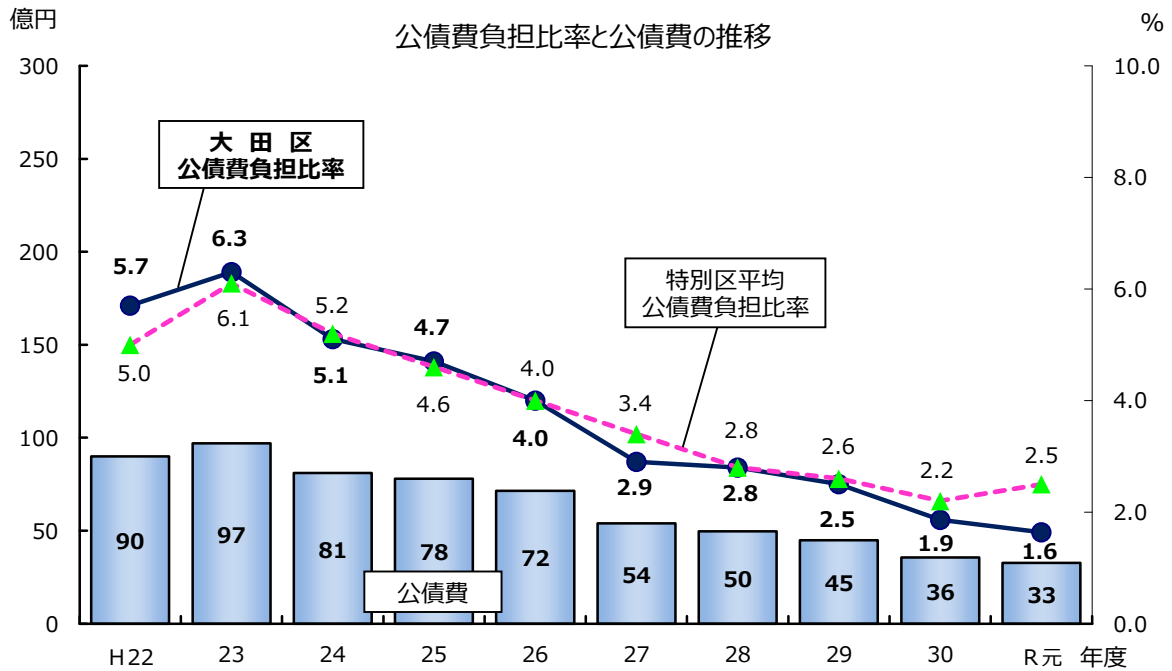
人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標です。

経常収支比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少なくなり、財政は硬直化していくこととなります。経常収支比率が 100%を超えるということは、安定的な収入が見込まれる経常一般財源では義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況を示していることとなります。

一般的には 70~80%が適正水準といわれていますが、インフラの集中的な整備が求められた時代に旧自治省が設定した数値で、現在のようにインフラの整備が一定程度進んだ中では、その水準は現状にそぐわないという意見もあるところです。

(2) 公債費負担比率※7

- 公債費に係る財政負担の大きさを示す公債費負担比率は、前年度比で 0.3 ポイント改善し、1.6%となりました。
- これは、近年の特別区債の発行抑制と順調な元金償還によるものです。



《用語解説》

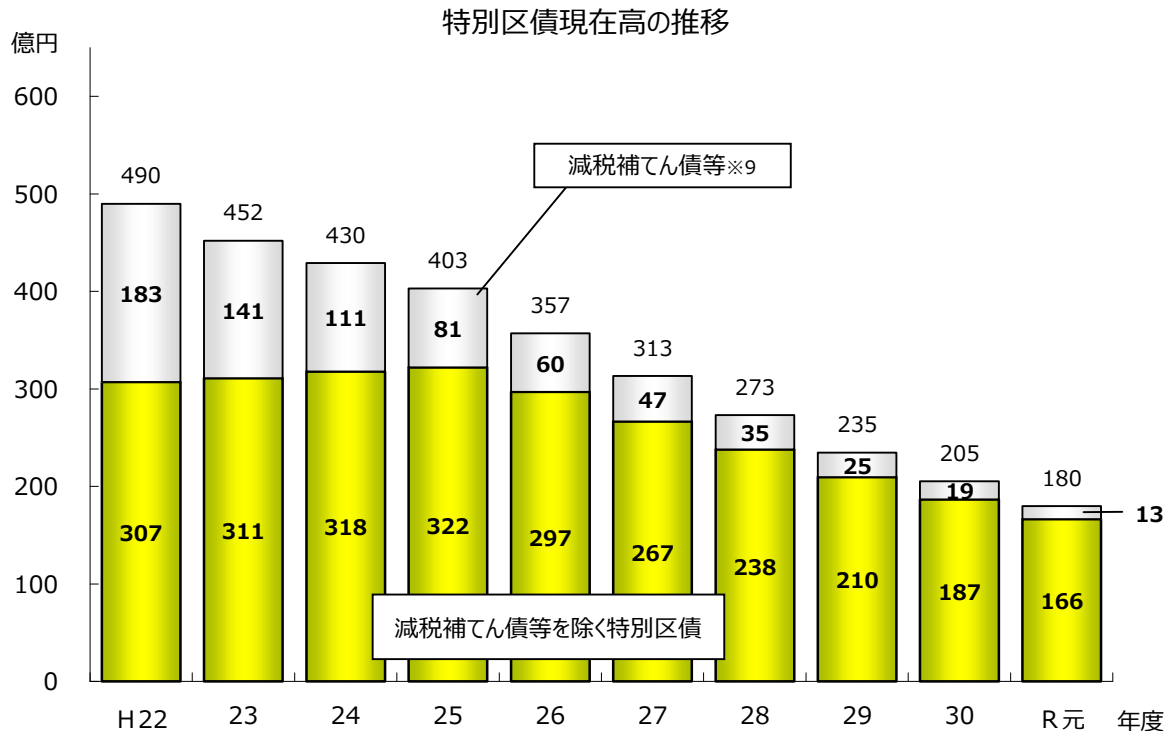
・公債費負担比率※7

公債費充当一般財源等（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等）が一般財源等総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標です。

義務的経費である公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断します。

(3) 特別区債残高（普通会計債※8）

- 特別区債残高は、前年度比で25億円減少し、180億円となりました。
- 残高の推移を見ると、着実に減少させていることが分かります。今後、公共施設の改築等が集中する時期に備え、発行余力を蓄えています。



《用語解説》

・普通会計債※8

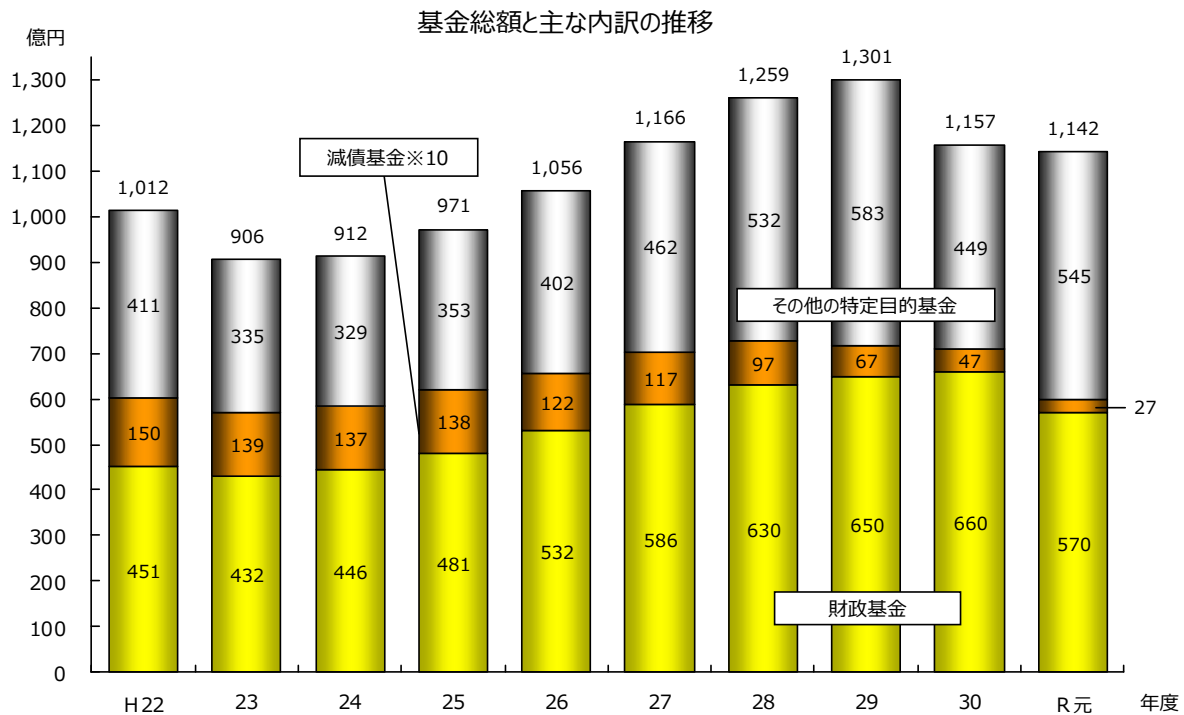
普通会計決算における特別区債現在高は、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額として減債基金に積み立てた額などを除いたものです。よって、一般会計決算における特別区債残高と一致しません。

・減税補てん債等※9

国が景気対策として行った個人住民税等に係る減税に伴う地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として発行するもので、一般財源として、公共施設等の建設に要する経費以外の経費にも充当できる区債です。平成19年度地方債計画において皆減となっています。

(4) 積立基金残高

- 積立基金残高は、前年度比で15億円減少し、1,142億円となりました。
- そのうち、財政基金が91億円減少しており、防災対策基金への積立が主な要因です。



(単位：億円)

区 分	H22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
その他の特定目的基金	411	335	329	353	402	462	532	583	449	545
羽田空港対策積立基金	171	171	171	172	172	172	172	172	8	10
公共施設整備資金積立基金	205	158	146	166	211	267	327	368	378	408
新空港線整備資金積立基金	-	-	5	10	15	20	30	40	60	70
防災対策基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53
その他	35	6	7	5	4	4	3	3	3	3

《用語解説》

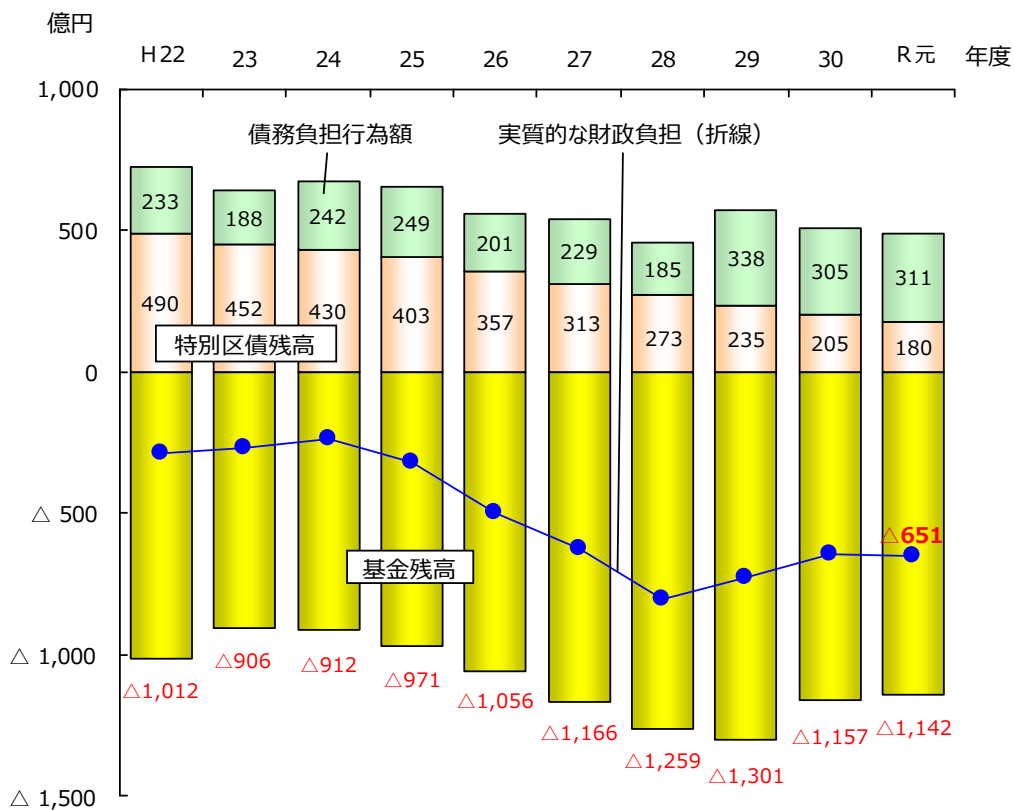
・減債基金※10

地方債の償還のための資金を基金として積み立てることにより、長期にわたり財政負担の平準化を図るものです。なお、普通会計決算において、市場公募債や銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるために積み立てた額は、公債費として計上することとされています。よって、一般会計決算の減債基金残高と一致しません。

(5) 実質的な財政負担

- 特別区債残高に債務負担行為※11 額を加え、基金残高を減じた実質的な財政負担は、前年度比で5億円減少し、平成19年度以降マイナスになっています。
- 今後は公共施設の更新等の需要が多く見込まれます。引き続き、実質的な財政負担を意識した財政運営を行っていく必要があります。

実質的な財政負担の推移



(単位: 億円)

区分	H22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
債務負担行為現在高	233	188	242	249	201	229	185	338	305	311
区債残高	490	452	430	403	357	313	273	235	205	180
基金残高	1,012	906	912	971	1,056	1,166	1,259	1,301	1,157	1,142
実質的な財政負担	△289	△266	△240	△319	△497	△623	△801	△728	△647	△651

《用語解説》

・債務負担行為※11

数年度にわたる建設工事を一括して契約する場合や、公社等の借入れに対する債務保証を行うなど、後年度において支出の義務を負う際に、翌年度以降行うことができる負担額の上限をあらかじめ決定しておく制度をいいます。

3 健全化判断比率でみる区財政の状況

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を客観的に表す指標である健全化判断比率の公表が定められています。

大田区の令和元年度決算による比率は以下のとおりであり、いずれも健全な状況にあることを示しています。

健全化判断比率の状況

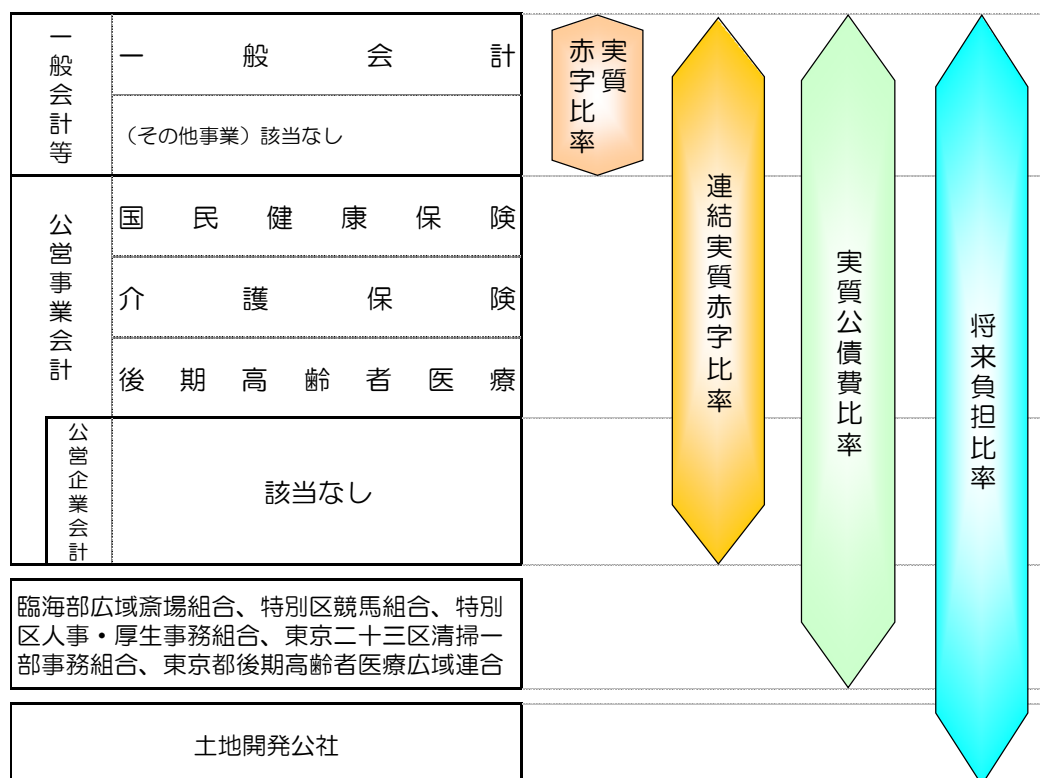
(単位：%)

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度決算		- (黒字)	- (黒字)	-4.0	- (黒字)
(参考)	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

早期健全化基準を超えた場合、早期健全化計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。

財政再生基準を超えた場合、財政再生計画の策定・実施状況の報告及び公表が必要となります。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として、地方債の起債ができません。

会計区分と財政健全化比率の対象範囲



(1) 実質赤字比率

- 「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 令和元年度の実質赤字比率は黒字のため、「－」となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \left[\begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『－』です。} \end{array} \right]$$

(2) 連結実質赤字比率

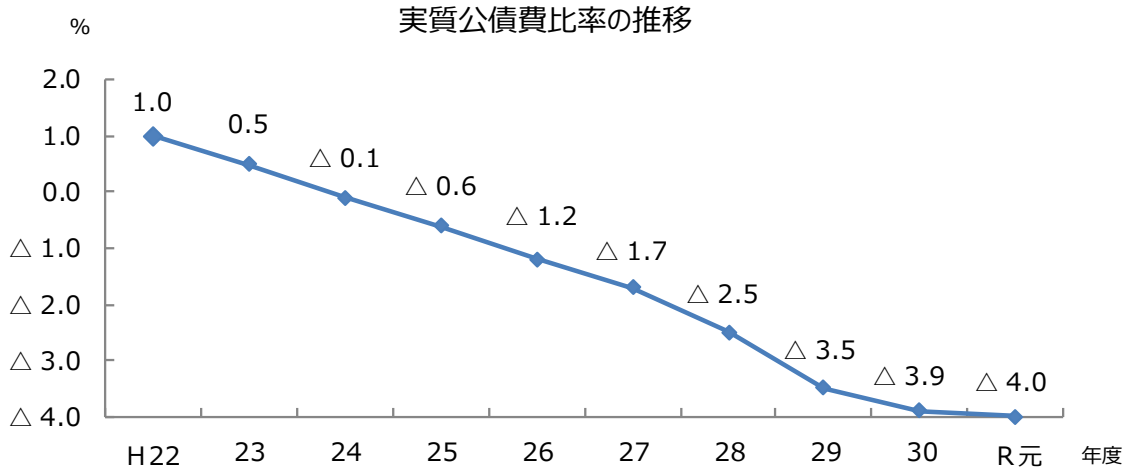
- 「一般会計等」の実質赤字額に国民健康保険等の公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 令和元年度の連結実質赤字比率は黒字のため、「－」となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \left[\begin{array}{l} ※ \text{ 財政健全化指標では、} \\ \text{黒字の場合は『－』です。} \end{array} \right]$$

(3) 実質公債費比率

- 元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。
- 令和元年度の実質公債費比率は、△4.0%となりました。
- なお、地方交付税制度の下では、償還金の一定割合を基準財政需要額に積上げます。区は地方交付税制度の対象団体とはなっていませんが、全国一律の比較を可能にするため、地方交付税制度における需要額に積める金額を算出し、分母・分子両者から控除しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(元利償還金 + 準元利償還金)} \\ \text{－ (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3か年平均)} \\ \text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$



早期健全化基準が 25.0%以上とされますので、健全な状況を維持しているといえます。

(4) 将来負担比率

- 特別区債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- 令和元年度の将来負担比率は△96.2%となり、指標としては『－』表記となります。早期健全化基準が 350.0%以上とされているので、実質公債費比率と同様、健全な状況を維持しているといえます。
- 将来負担比率は、交付税制度のもとで算定した場合に、基準財政需要額に算入される額について、地方公共団体の負担から控除するための数値となります。特別区においては、交付税の交付を受けていないため、総務大臣が便宜上の数値を算定し、区に提示することとしています。これを『総務大臣が定める額』といい、財政分析を行う際に、全国の類似団体で比較できるよう、こうした措置が行われています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$